

環境緑地保護地区等の制度の概要

1 指定の目的

(北海道自然環境等保全条例から関係部分抜粋)

第22条 知事は、次の表の上欄（左欄）に掲げる地区をそれぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる地区として指定することができる。

市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区	<u>環境緑地保護地区</u>
森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区	自然景観保護地区
動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区	学術自然保護地区

第23条 知事は、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを記念保護樹木として指定することができる。

※北海道環境審議会への諮問（北海道自然環境等保全条例第22条第2項、第14条第3項より）

環境緑地保護地区の指定及び指定の解除等並びに記念保護樹木の指定及び指定の解除について、知事はあらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 指定の要件

(道自然環境保全地域等の指定等に係る事務取扱いについてより関係部分編集)

環境緑地保護地区等は、次により指定するものとする。

ただし、右表の区域は指定の対象外とする。

(1) 環境緑地保護地区

市街地及びその周辺地の樹林地などのうち、地域住民の生活環境保全上の観点からその自然的環境を保護する必要がある地区で、その面積がおおむね500平方メートル以上であること。

(2) 自然景観保護地区

地域住民に親しまれている森林、草生地、山岳、湖沼等のうち良好な自然景観を有する地区で、その面積がおおむね1ヘクタール以上であること。

(3) 学術自然保護地区

学術上価値があり、保護する必要がある動植物の生息地・生育地及び特異な地学的特徴を有する地区で、その面積がおおむね、3,000平方メートル以上であること。

(4) 記念保護樹木

由緒由来がある樹木又は住民に親しまれている樹木であって、単独又は小集団で生育しているものであること。

名 称	根拠法令
原生自然環境保全地域	自然環境保全法
自然環境保全地域	〃
自然公園	自然公園法
風致地区	都市計画法
都市公園（緑地を含む）	都市公園法
緑地保全地区	都市緑地法
保健保安林	森林法
風致保安林	〃

※道立自然公園及び北海道自然環境等保全条例による道自然環境等保全地域との重複指定、並びに環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区の相互の重複指定については特段の規定はないが、重複しないよう指定している。

3 行為の届出等

(北海道自然環境等保全条例)

第25条 環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施工方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りではない。

- (1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（増築又は増築後において、その規模が規定で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

※市町村への権限委譲

条例第25条第1項の届出の受理、及び第2項の行為の禁止等を命ずること等の事務は、「北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例」により市町村が処理することとされている。

4 保護地区維持管理基準

保護地区維持管理上のおおむねの目安として条例第25条第1項各号に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ基準を設定し、この基準を超える行為については、届出の受理権限者である市町村長は環境生活部長と協議し、必要な場合は行為の制限等を命ずることとしている。

5 指定解除の要件(道自然環境保全地域等の指定等に係る事務取扱いについて)

道自然環境保全地域等については、次に該当するときに指定の解除を行うものとする。

- (1) 災害等により道自然環境保全地域等が損壊され、現状に復することが著しく困難と認められる場合。
- (2) 道自然環境保全地域等において、現状を変更する行為を行うことがやむを得ないものであり、かつ、指定の目的を維持することが困難と認められる場合。

※どのような場合に「やむを得ない」と認めるか、その判断基準については特段の規定がないため、これまでの運用では概ね次の観点から行為の内容、その理由等について検討し総合的に判断している。

項 目	根 拠 (北海道自然環境等保全条例より)
・ 国土の保全その他の公益との調整	第8条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。
・ 土地所有者の経済的事情	
・ 住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上	第61条 道自然環境保全地域又は環境緑地保護地区等に関する規定の適用に当たっては、当該地域等に係る住民の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。